

公益財団法人射水市文化振興財団の役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日
(公財)射文訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、役員及び評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 報酬は、常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事、監事及び評議員に対しては、支給しない。

2 常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬及び通勤手当とする。

3 非常勤の理事、監事及び評議員が評議員会及び理事会に出席したときは、費用弁償を支給する。

(報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

2 非常勤の理事、監事及び評議員に対する費用弁償の額は、評議員会及び理事会への出席 1 回につき 1,300 円とする。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬は毎月 15 日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第 5 条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(平成 23 年 10 月 26 日理事会議決)

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。(平成 29 年 5 月 31 日評議員会決議)

別表（第3条関係）常勤の理事に対する報酬月額

号	報 酬 の 額
第 1 号	月 額 240,000 円